



発行 税理士法人 **中央総研**
桑名市大福 406-1
TEL0594-23-2448
FAX0594-23-3303
E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
URL:http://mie-cri.com

今月の担当

森 祥子
松岡 優奈

常若(とこわか)

— 伊勢神宮のお教え —

【はじめに】

今月号は、「伊勢神宮・式年遷宮」にみる和のサステナビリティ（持続可能性）について述べさせていただきます。



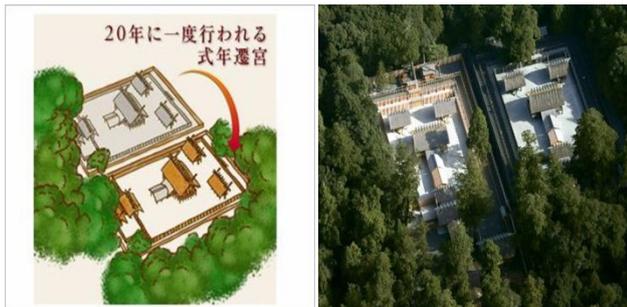
【式年遷宮とは】

天武天皇のご発意により、式年遷宮期間は20年と定められました。



【1300年の儀式】

式年遷宮は、1300年間続けられている最大の儀式です。



神宮には、内宮にも外宮にもそれぞれ東と西に同じ広さの敷地があり、式年遷宮は20年に一度「宮処」を改め、古例のままに社殿や御装束神宝を新しくして、大御神（おおみかみ）に新宮へお遷りいただく神宮最大のお祭りです。

1300年にわたり繰り返されてきた式年遷宮は、20年に一度造り替えられる常に瑞々しいご社殿で、永遠に変わらないお祭りが行われることに大きな意義があります。

2013年には62回目が古式のままに行われました。

次回は2033年に執り行われる予定です。

【常若とは】

「式年遷宮は、なぜ1300年も継続できたのでしょうか？」と、素朴な疑問を抱きます。

この素朴な疑問に対して、神宮司庁は「シンプルに継続する」ことが目的だからだった、と述べておられます。

『常若(とこわか)』とは、常に若々しく、瑞々(みずみず)しいことを云います。

ここに、伊勢神宮の式年遷宮の本当の意味があるのではないのでしょうか。

会社経営でも同様に、次世代に繋げることがミッションとなるわけです。



【会社経営と事業承継】

我々の会社経営は、事業承継を繰り返し、どのような状況下でも100年続く企業に成長していかなければならないと思います。

「伊勢神宮の常若の精神」を会社経営に生かしていったら、いかがでしょうか。

会社経営における事業承継は重要なテーマです。色々な問題を乗り越え、次世代へ繋いでいきましょう。

《代表社員 笹谷 俊道》

土用の丑の日といえうなぎですが、ウナギはどこで生まれるのでしょうか？



雇用保険料と年度更新

雇用保険料率は財政状況に応じて毎年度見直しが行われており、2022年度の雇用保険料率は3月末に決定しました。例年と異なり、年度途中で雇用保険料率が変更となります。

<2022年度の雇用保険料率>

雇用保険の財政は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、急激に悪化しました。一方で、コロナ禍で雇用保険料率が引き上げられることに対する労使の負担感も踏まえ、2022年度については段階的に引き上げられることになりました。

具体的には下表のとおり、上期と下期に分けて変更されます。上期の雇用保険料率は2021年度と比較し、会社負担が0.5/1,000引き上げられるのみとなりました。そのため、給与から控除する従業員負担の雇用保険料率を変更する必要はありません。

<注意が必要な年度更新>

2021年度の確定保険料と2022年度の概算保険料を申告・納付する2022年度の年度更新では、2022年度の概算保険料（雇用保険分）について、上期の概算保険料額と、下期の概算保険料額を賃金集計表で計算し、その合計額を2022年度の概算保険料として納付することになっています。

例年であれば、前年度の賃金額の合計を集計することで、確定保険料と概算保険料を算出できますが、2022年度の年度更新は複雑になります。年度更新申告書に同封されている厚生労働省のパフレットを確認して、集計に誤りのないよう注意して進めましょう。

2022年度の雇用保険料率

<上期 2022年4月1日～2022年9月30日>

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000

<下期 2022年10月1日～2023年3月31日>

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

<森>

所得税の予定納税

予定納税とは、前年の所得金額や税額を基に計算した予定納税基準額が、15万円以上である場合に、6月中旬に税務署から送付された通知に基づき、所得税の一部を前もって納める制度です。原則として年に2回、通知書に記載された税額を納める必要があります。1回当たりの金額は予定納税基準額の3分の1相当額です。本年度の納付期限は下記の通りです。

	納付書による納税	振替納税
第1期分	R4.7.1～R4.8.1	R4.8.1
第2期分	R4.11.1～R4.11.30	R4.11.30

「予定納税」という名称から任意で納める税金といった印象を抱かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、納付期限までに納付できなかった場合や、引落口座の残高が足りずに未納付となった場合、他の税金と同じくペナルティが課せられます。予定納税には申告書の提出義務がないため、無申告加算税などはかかりませんが、納付期限から遅れて納付すると延滞税の対象になるので注意が必要です。

また、基本的には前述の通り、前年の所得金額や税額を基に予定納税基準額を計算しますが、業績悪化や休業などによって、今年の所得税が予定納税基準額より少なくなると見込まれる場合、「予定納税の減額申請」を行うことにより、予定納税額を減額することが可能です。本年度の提出期限と見積現況日は下記の通りです。

	提出期限	見積現況日
第1・2期分	R4.7.1～R4.7.15	R4.6.30
第2期分	R4.11.1～R4.11.15	R4.10.31

新型コロナウイルス感染拡大だけでなく、円安や世界的なインフレにより、厳しい経済状況が続いており、前年より資金繰りが苦しいと感じている方も少なくないかと思います。所得税の予定納税については申請によって減額することが可能ですので、選択肢の一つとしてご検討ください。

国税庁ホームページより

<松岡>

答え：海 ⇒ 川で育った親うなぎは海で卵を産みます。
海で孵化した稚魚は親が育った川に戻ってくるそうです。